

# 漁業補償交渉における解決に向けた取り組み事例

## ～補償金に対する課税上の特例措置について～

武田 英生

近畿地方整備局 大阪港湾・空港整備事務所 補償班 (〒552-0007 大阪府大阪市港区弁天 1-2-1-1500)

被補償者が公共事業などにより補償金を受け取ることによって、所得税や住民税の増加や各種年金や保険料に影響を受けることがあるが、漁業補償については特に収用等の対象となる補償の種類が分かれており、交渉時において収用等の場合の課税上の特例措置が補償内容の説明時より大きな問題となっており難航する場面が多々ある。

取り組み事例として漁業補償費に対する課税上の特例措置の検討結果の一部を紹介させていただく。

なお、今回検討した結果については被補償者の要望を満たすものではなかったが、真摯に対応したことにより信頼を勝ち得、後の補償交渉が円滑にすすみ早期の解決が図れた事例である。

キーワード 説明責任、トラブル、臨時所得、優遇措置、漁業補償

### 1. 検討に至った経緯

交渉時に被補償者より「補償金を一括して受け取ると所得税額が高くなる」、「補償金を分割してもらおうとできないか」と話があり、「複数年にわたり分割した補償金の支払いは会計制度上できない」、「漁業補償は一事業に対し一度の補償」であることを回答したが、被補償者に一定の理解をしていただくまで相当の日数を要することとなった。

本件は、漁業補償交渉を円滑に進めるため、漁業補償における課税上の特例措置を検討した一例である。

い場合には税額が変わらない場合がある。

#### 所得税法第90条1項より

平均課税制度が適用できると、通常の累進税率よりも低い税率を適用して税額を計算できる。

計算方法は、まず、一時的、臨時的に受け取った補償金、契約金や更新料について、その5分の1（20%）の金額を算出する。

次にその算出した金額に累進税率をあてはめて乗じた金額を5倍することで税額を計算する。

### 2. 平均課税制度のあらまし

平均課税制度とは補償金など臨時所得がある場合、通常の累進課税の税率を適用すると高額となる際に累進課税率の判定の金額を下げるものである。

- ・もともと税金のかからない場合や最低税率(5%)の場合には効果はない。
- ・変動所得の増加額や臨時所得の金額が少な

(例) 前年と変動所得の差がなく、今年に臨時所得が1000万円発生したケース

【平均課税制度を利用しなかった場合】

課税対象の額	税率	納税額
900万円を超え1000万円以下の税	33%	330,000
695万円を超え900万円以下の税	23%	471,500
330万円を超え695万円以下の税	20%	730,000
195万円を超え330万円以下の税	10%	135,000
195万円以下の税	5%	97,500
計		1,764,000

【平均課税制度を利用した場合】

臨時所得	対象額算出	課税対象の額
10,000,000	1/5倍	2,000,000

課税対象の額	税率	税額(1年)
195万円を超え330万円以下の税	10%	5,000
195万円以下の税	5%	97,500
税額(1年)	再計算	納税額
102,500	5倍	512,500

<図-1>

所得税の速算表

課税される所得金額	税率	控除額
195万円以下の税	5%	0円
195万円を超え330万円以下の税	10%	97,500円
330万円を超え695万円以下の税	20%	427,500円
695万円を超え900万円以下の税	23%	636,000円
900万円を超え1,800万円以下の税	33%	1,536,000円
1,800万円を超え4,000万円以下の税	40%	2,796,000円
4,000万円超	45%	4,796,000円

<図-2>

<表-1>より平均課税制度を利用した場合と利用しなかった場合の納税額の差は約125万円となることがわかる。

### 3. 漁業法のあらまし

我が国の漁業の歴史は古く、近代に至るまで原則として誰でも自由に行うことができ、特定の者によって禁止されるようなことはなかった。それらについては、大化の改新の際に出された大宝律令の雑令の中に記されている。

奈良時代

- ・「山川藪沢の利は公私これを共にす」
- ・万人による自由使用の原則

江戸時代

- ・「磯猟は地付根付次第なり、沖は入会」
- ・地先水面・・・沿岸部落民が独占利用
- ・沖合水面・・・原則共同的な利用に解放

1949年(昭和24年)現行漁業法公布

慣行として行われてきた沿岸漁場の全面的整理

- ・漁業権の免許期間を10年または5年に短縮
- ・特定の漁業は大臣または知事の許可制
- ・漁業調整委員会制度の設置
- ・内水面漁業について増殖を中心とした特別規定

分類	漁業方法等	免許可否	存続期間
定置漁業種漁業	水深27m以深に身網設置の定置網漁業	漁業者	5年
区域漁業権	第一種区域漁業 (のりひら、真珠等)	漁協 又は 漁業者	5年 又は 10年
	第二種区域漁業 (土名、竹木等で囲まれた一定区域で置る籠網漁業(保堀式養殖等))		
	第三種区域漁業 (一定区域での1種2種以外の養殖漁業)		
共同漁業権	第一種共同漁業 (養殖、貝類又は農林水産大臣の指定する定着性水産動植物を目的とする漁業)		10年 (漁協)
	第二種共同漁業 (わかめ漁業、アワビ漁業、イセエビ、シヤコ、鯛ムシ等)		
	第三種共同漁業 (漁網・漁具を固定して置る漁業で定置網以外の漁業(小型定置網漁業等))		
	第四種共同漁業 (曳網漁業、地こぎ網漁業、無動力船による船曳網漁業等)		
	第五種共同漁業 (内水面漁業(第一種共同漁業権を除く))		
許可漁業	大臣許可漁業 (法令で定める指定漁業を行うとする者が、船舶ごとに農水大臣の許可を受けて行う漁業)	漁業者	5年
	知事許可漁業 (漁業法66条または漁業調整規則で定める漁業を営もうとする者が、船舶ごとに知事の許可を受けて行う漁業)	漁業者	3年以内
	自由漁業 (免許によらない(上記以外)の漁業(延縄、一本釣等))		
入漁権漁業	他の漁協(漁連)の共同・区域漁業権の区域に入会って漁業を営む権利	漁協(漁連)	契約期間

### 4. 漁業補償の種類

#### ①消滅補償

・漁業権等に係る漁場の全部又は一部が、事業施工中及び事業施工後漁場の全部又は一部が失われ、漁業権等の行使ができなくなることをいう。

・国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準第21条、同運用方針第9

補償内容

・埋め立てなどに伴い将来的に当該範囲で漁業ができなくなることにに対する補償。

#### ②漁場価値減少

・漁業権等に係る漁場の全部又は一部において、構造物等を設置することにより、漁業権等の行使に支障が生じ、付近の海面の漁獲が恒久的に減少する場合に対する補償。

・国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準第29条、同運用方針第15

補償内容

・施工に伴い魚貝類の棲息環境が変化し、漁業の行使に支障が生じ、付近海面の漁獲が減少することに対する補償。

#### ③漁労制限補償

・漁業権等に係る漁場の全部又は一部が、事業施工中及び事業施工後漁場が原状回復するまでの期間、一時的に漁業権等の行使ができなくなる場合、または行使に支障を生じる場合に対する補償。

・国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準第29条、同運用方針第15

補償内容

・施工に伴い航泊禁止区域など漁業が制限される範囲について、工事期間中に当該範囲で漁業ができなくなることに對する補償。

④影響(事業損失)補償

・港湾工事等の施工に伴い、水質の汚濁、潮流の変化、水温の変化等により漁獲が減少することが確実に予見され、かつ、これらの損害が社会生活上受忍すべき範囲を超えるものである場合には、あらかじめ事業損失として補償する。

・公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱の施行について第3

補償内容

・工事施工に伴う濁りの影響により漁獲が減少すること等が確実に予見されるためあらかじめ事業損失として補償。

漁業補償の主なものとしては上記の4項目があげられる。

補償の種類	漁業権等に対する損失内容等	関連規則等
消滅補償	事業の施行により漁業権等に係る漁場の全部または一部が永久的に失われ、漁業権等の行使ができなくなる場合に対する補償。	基準第21条 同運用方針第9
制限補償	漁業権等に係る漁場の全部または一部が、事業施行中及び事業施行後漁場が原状回復するまでの期間、一時的に漁業権等の行使ができなくなる場合、または行使に支障を生ずる場合に対する補償。	基準第29条 1
	漁業権等に係る漁場の全部または一部において、構造物等を設置することにより、漁業権等の行使に支障が生じ、付近海面の漁獲が減少する場合に対する補償。	同運用方針第15第1項
通損補償	漁業権等の消滅または制限に伴い、漁場の大部分が失われ漁業権等の行使ができなくなる場合、または漁業権等の行使に支障を生ずる場合、並びに漁場の使用が制限され漁業の継続が不可能となった場合に対する補償。	基準第54条 同運用方針第40
	漁業権等の消滅または制限に伴い、漁場の大部分が失われることに対し、代替漁場の提供がなされるまでの間、又は漁業権等が制限され一時漁業を休止する場合に対する補償。	基準第55条 同運用方針第41
	事業の施行により漁業権等の一部が消滅または制限され、通常漁業の経営規模を縮小しなければならないと認められる場合に対する補償。	基準第56条 同運用方針第42
事業損失補償(影響補償)	港湾工事等の施工に伴い、水質の汚濁、潮流の変化、水温の変化等により漁獲が減少すること等が確実に予見され、かつ、これらの損害が社会生活上受忍すべき範囲をこえるものである場合には、あらかじめ事業損失として補償する。	「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱の施行について」第3

5. 漁業補償における課税の特例

平均課税制度の検討について

漁業補償とは被補償者が当該権利を行使することによって得られる収益と水産資源の将来性を考慮して支払われるものであり、それを臨時所得として確定申告してしまうと納税額が高額になることもある。

漁業補償における課税の特例としては租税特別措置法第33の4として認められている消滅補償、漁場価値減少補償の2項目がある。

所得税法施行令第8条第3項より

「一定の場所における業務の全部又は一部を休止し、転換し又は廃止することとなった者が、当

該休止、転換又は廃止により当該業務に係る3年以上の期間の不動産所得、事業所得又は雑所得の補償として受ける補償金に係る所得」

とある。

漁業制限補償とは一時的に漁業権等の行使ができなくなる場合、または行使に支障を生じる場合であると定義されている。

施工区域等の航泊禁止区域を設定するとその海域では、漁業権等の行使はできないため被補償者の個別事情によっては適用の可能性があると考えられることから平均課税制度の適用について検討を行うこととした。

平均課税制度の適用条件

- ・変動所得と臨時所得がその年の総所得の20%以上であること。  
(変動所得 + 臨時所得) ≥ 総所得額の20%
- ・過去2年間の間に変動所得と臨時所得があった場合、その2年分の変動所得と臨時所得の50%がその年の変動所得以上であること。  
前年と前々年の(変動所得 + 臨時所得) × 50% < その年の(変動所得 + 臨時所得)

変動所得とは

- ・漁獲やのりの採取による所得
- ・はまち、まだい、ひらめ、かき、うなぎ、ほたて貝、真珠、真珠貝の養殖による所得
- ・原稿、作曲の報酬による所得
- ・著作権の使用料による所得

臨時所得とは

- ・プロ野球選手やサッカー選手などが一時に受ける契約金(3年以上の期間契約を結び、その金額が年額報酬の2年分以上であるもの)
- ・土地や建物などの不動産(更新料、礼金、返還不要の敷金)、借地権、特許権、実用新案権などで一時にうける権利金や頭金(3年以上の期間契約を結び、その金額が年額報酬の2年分以上であるもの。ただし、譲渡所得になるものは除く)
- ・公共事業の施工などに伴い事業を休業、廃業することにより、受ける補償金(3年以上の期間分の事業所得の補償として受け取る補償金)
- ・鉱害その他の災害により事業などに使用している資産について損害を受けた補償金(3年以上の期間分の事業所得の補償として受け取る補償金)

平均課税制度の検討結果について

漁業補償とは今後受けると想定される損失について前もって補償を行うものである。

また、漁業補償のうち平均課税制度の対象は「事業施工中または事業施工後に予想される漁業権等の行使ができなる場合の損失に対する補償」である。

通常漁業補償においては被補償者の所属する団体に対して補償金の総額を算定する手法を取っていることから被補償者一人一人に対し、平均課税制度の対象となる金額を算定することが困難である。

したがって、今回検討の背景にある漁業者からの申し入れについては適用に則さないと判断し断念することとなった。

## 5. おわりに

今回被補償者の要望に対して望まれる回答を提示することはできなかったが、被補償者に対し検討した結果をもらさず説明することによって起業者として信頼を得ることができ、その後の漁業補償交渉については円滑にすすみ早期の解決を図ることができた。

漁業補償交渉は団体交渉という特殊性もあり、被補償者の要望に応えることがすべてとは考えないが、望まれる結果でなくてもきちんと考え、調べ、伝えるなどの丁寧な対応することが必要不可欠であると思われる。